

長野広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和3年9月1日現在、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）、第75条第1項（監査の請求）、第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職請求）、第81条第1項（長の解職請求）及び第86条第1項（役員解職請求）並びに法第291条の6第2項（規約の変更請求）の規定により請求することができる場合の数は、それぞれ次のとおりである。

令和3年9月14日

長野広域連合選挙管理委員会

委員長 小林 博

1 法第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定により請求権を有する者の総数の50分の1の数

9,045人

2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,034人

3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

(1) 長野市	104,563人
(2) 須坂市	14,039人
(3) 千曲市	16,873人
(4) 坂城町	4,065人
(5) 小布施町	3,070人
(6) 高山村	1,930人
(7) 信濃町	2,350人
(8) 小川村	707人
(9) 飯綱町	3,140人